

第23回甲府地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成26年6月24日（火）午後2時45分から午後4時45分まで

2 場所 甲府地方裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員・五十音順)

石崎委員，伊野委員，上原委員，植村委員，寺田委員，早川委員，菱田委員，
平田委員，細谷委員

(甲府地方裁判所)

三重野裁判官，民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総
務課長，

民事訟廷管理官，総務課課長補佐（書記）

4 議事等

新任委員の紹介

議事進行等・・・別紙「議事概要」のとおり

5 次回委員会の期日

平成26年11月中旬ころに開催

(別紙)

議 事 概 要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

1 内閣府男女共同参画局作成DVD「配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～」視聴

2 配偶者暴力防止事案における保護命令制度の現状について～裁判所における手続の概要～

□ 甲府地方裁判所民事部所属三重野裁判官から，保護命令制度の手続の概要と運用の現状について統計等を交えて説明

3 保護命令制度についての意見交換

■ 裁判所におけるDV関連事件の手続の実情等を御紹介したが，御質問，御意見をお聞かせいただきたい。

○ 申立人審尋の時間はどれくらいかかるのか。また，記録化するのか。

□ 申立人は混乱したり動揺したりしていることが多いため，まず，質問に答えられるように落ち着かせた上で，時系列で話ができるように頭を整理してもらう必要があり，このため審尋には30分から1時間程度が必要となる。審尋で聞き取った内容はポイントを確認した上で記録化している。

○ 海外でも制定されている制度であるのか。

□ アメリカやカナダでは70年代及び80年代に被害者を保護するための施策として制度化されたと理解している。

- 子供に対する親の暴力については、このDV法の対象となるのか。

- DV法は配偶者からの暴力等を防止することを目的としているので、子供に暴力を振るう親は対象としていない。

- 裁判官（説明者）の経験の範囲でお答えいただければ結構だが、DVDで取り扱われていたようなひどい暴力というのは傷害罪の構成要件に該当するとも思われるが、DVの中でどの程度の状況になると刑事事件として手続が進むのか。

- この3年くらいの間で、刑事事件として取り扱われる事案は増えたような印象である。暴力を振るう、これに伴って傷害を負う、この傷害の程度が大きいと刑事事件として立件されるということだと思う。これまでは110番通報により警察が関与することになると、まずは、警告を発することになり、この段階でたいがい収まるので、刑事事件として立件されていない状況であった。ここ数年は、警告を発することで収まったとしても、警察が被害者に事情を聞く流れの中で、被害届を提出し刑事事件として立件され加害者が逮捕されるケースが増えたという印象を持っている。

- 山梨では事案が増えているところであるとの説明があったが、検察の立場で補足すると、刑事事件と並行して保護命令の申立が行われているという事案も増加しているものと理解している。

- 暴力の原因は何だと考えるか。

- 原因や被害者に特有の理由は見つからないという印象である。

- 申立をした場合、相手方が審尋に出席することはどれくらいあるのか。
- 基本的にはほとんどの事件で出席している。もちろん捜査機関に拘束された相手方であれば書面による審尋を行ったりということも多い。事案の性質から、万が一に備えて審尋期日においては警備態勢を採ることも多い。
- 保護命令が出た後はどのような現状であるのか。
- 多くは婚姻関係が継続しているので、いずれかの時点で婚姻関係を終わらせる必要があることから離婚訴訟に発展するケースもある。
- 申立て可能な被害者の範囲はどのようなものか。配偶者以外はだめなのか、デートDVなどでも被害者として申立できるのか。
- いわゆる事実婚の関係にあるもののほか、平成25年の法改正により、被害者がさらに拡充され、生活の本拠を共にする交際関係にある者についても申立てが可能となった。
- 全国では年間8万件の相談があると説明を受けたが、山梨はその150分の1となっている。山梨は全国平均より多い気がするがどのように分析されているか。
- 土地柄として、近くに住まなければならない、住んでしまうという物理的な距離が申立件数のファクターになるとも考えられる。
- DVというと男性が加害者というケースを想像してしまうが、女性が加害者と

いう事案もあるのか。

- もちろんある。
- 女性が加害者という点において補足したいが、調停事案において、男性も女性からの暴力の被害を恐れるという話は実際に耳にする。今回、スピーディーに保護命令が出るという説明を受けて、とても有益であった。
- 申立人の居場所を突き止められてしまうケースはあるのか。
- 裁判所の手続の中で、そのような事態が発生しないよう十分に注意している。職員間のミーティング等でも注意すべき事項を再確認している。
- 刑事事件を担当する者として経験したことをお話すると、保護命令が出されるようなDV事案が発生すると、警察が相手方に指導する、それでも加害行為が続くと刑事事件として立件するということになるという流れであるが、立件されたのは2、3件というわずかな件数である。
- 刑事事件として立件される場合、どの程度の刑罰を科せられるのか。
- 略式裁判として罰金で終わることが多い。

以 上